

○長崎大学病院受託実習生受入規程

平成16年4月1日

規程第112号

改正 平成17年9月20日規程第45号

平成21年4月1日規程第26号

平成23年7月1日規程第37号

平成29年3月30日規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学病院（以下「本院」という。）における受託実習生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科技工士、歯科衛生士等の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所又は医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等で、当該養成機関等の長からの実習委託の申請に基づき、本院で実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請)

第3条 養成機関等の長は、実習のため学生、生徒等を本院に委託しようとする場合は、実習委託申請書（別記様式第1号）により、病院長に願い出なければならない。

(許可)

第4条 病院長は、前条に規定する申請があった場合は、本院の業務に支障がないと認められる場合に限り、受入れを許可するものとする。

2 病院長は、前項により受託実習生の受入れを許可したときは、当該養成機関等の長に受託実習生受入許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(受入期間)

第5条 受入れの期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(実習料)

第6条 養成機関等の長は、第4条第2項の規定により受託実習生受入許可書の交付を受けたときは、受託実習料として受託実習生1人につき別表に掲げる受託実習料に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる税率を乗じて得た額を受入期間に応じ直ちに納付しなければならない。

2 前項に規定する受託実習料に関わらず、受託実習生から別表に掲げる実習料より高額の

申し出があったときは、当該金額を受託実習料とする。

3 既納の受託実習料は、返還しない。

(受託実習生の遵守義務)

第7条 受託実習生は、長崎大学の諸規則を守り、病院長の指示に基づいて実習しなければならない。

(許可の取消等)

第8条 病院長は、受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は許可を取り消すことができる。

(事務)

第9条 受託実習生の受入れに関する事務は、病院事務部人事企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日規程第45号)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に実習委託申請書を受理している者に係る受託実習料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年4月1日規程第26号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規程第37号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日規程第21号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

受託実習生受入職種	実習料
薬剤師	2,700円/日
保健師	1,300円/日

助産師	
看護師	
臨床検査技師	1,000円/日
診療放射線技師	
理学療法士	
作業療法士	
視能訓練士	
栄養士	
歯科技工士	
歯科衛生士	
あん摩マッサージ指圧師	
はり師	
きゅう師	
柔道整復師	
臨床工学技士	
救急救命士	
義肢装具士	
言語聴覚士	

別記様式第1号

平成 年 月 日

長崎大学病院長

殿

養成機関等の名称
代表者名



実 習 委 託 申 請 書

このたび貴院において()を実習させたく、別紙実習計画書を添えて申請いたしますので、御許可くださるようお願いいたします。
なお、許可の上は、下記の事項を遵守いたします。

記

- 1 実習に際しては、貴学の諸規則を遵守させるとともに貴院の責任者の指示に従わせませす。
- 2 万一実習生の故意又は過失による事故等により、貴院に損害を及ぼした場合又は実習生が被災した場合は、当方が一切の責任を負います。

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号